

2013年12月17日

福祉車両販売の認定店制度を導入し、販売体制を整備

ダイハツ工業（株）は、全国の販売会社で12月17日（火）より、福祉車両販売の認定店制度を導入し、福祉車両の販売体制の整備を行う。

今回の認定店制度は、店舗・試乗車・営業スタッフの3つの観点から福祉車両をお求めになるお客様への対応力強化を目的として導入。ハード・ソフトの両面で、お客様をより快適にお迎えできる体制作りを行う。

<認定店制度の概要>

下記、3つの要件を備えた店舗を「フレンドシップショップ」とする。

店舗	バリアフリー店舗 <概要> ・車いす利用者優先駐車場の設置 ・段差の無いショールーム出入口 ・多目的トイレの設置 など
福祉車両の展示車・試乗車	車いす移動車と昇降シート車をお試しいただける体制
スタッフ	「福祉車両取扱士」*1の資格取得

※1：一般社団法人 日本福祉車輛協会が認定する資格

「フレンドシップショップ」については、一目で分かるようにロゴマークの設定や、ダイハツ公式ホームページ(<http://www.daihatsu.co.jp/>)での公表を行い、今後3年以内に小規模拠点を除く全拠点への展開を目指す。

【フレンドシップショップ ロゴマーク】



以上